

報道資料



令和2年3月30日

こども家庭課児童虐待対策係

担当：小原、平野（内線 2883）

0742-27-8605（直通）

0742-27-8107（FAX）

奈良県社会的養育推進計画の策定について

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、「子どもが権利の主体」であること、「家庭養育優先」の理念が明記されました。さらに、平成29年には国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

以上を受け、平成30年に国より「都道府県社会的養育推進計画」の策定についてが通知され、都道府県は令和元年度末までの「社会的養育推進計画」を策定することとされました。

奈良県ではこのような計画策定の背景のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、本県の実情を踏まえ、社会的養育における目指す姿と取組を示した「奈良県社会的養育推進計画（通称：奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン）」を策定しました。

（1）計画期間

令和2年度～令和11年度

（2）計画の方向性

- 子どもが安心して過ごせるよう、在宅で養育する家庭へのきめ細やかな支援を行う。
- 養育に困難を抱える家庭（要支援・要保護家庭）に対する児童相談所（子どもの命を守る）、施設（専門的養育を実施）、里親等（家庭的養育を実施）の3本の柱による適切な介入と支援を行う。
- 社会的養護を必要とする個々の子どもにとって最善の養育環境を保障する。
- 家庭とともに子どもをはぐくむ「地域」をつくる。

（3）具体的な施策

1. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組
3. 児童相談所の強化に向けた取組
4. 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組
5. 里親等への委託の推進に向けた取組
6. 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
8. 一時保護改革に向けた取組
9. 社会的養護自立支援に向けた取組
10. 家庭養育、地域養育に対する支援の充実に向けた取組

